

朝来市 特定不妊治療費負担軽減助成金交付事業のお知らせ

令和4年4月以降に特定不妊治療（体外受精、顕微授精）及び特定不妊治療の一環として行われた男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための治療）を開始されたご夫婦を対象に治療（保険適用、保険適用外）に要した自己負担額一部を助成します。

- ◆ 医療機関によって申請に必要な証明書類の発行に費用がかかることがあります。特定不妊治療にかかる費用と受診等証明書の発行にかかる費用について事前に確認のうえ、申請いただきますようお願いいたします。
- ◆ 申請予定のある方は、子育て支援課にお問い合わせください。制度、要件等についてご説明します。

【対象者】 次の①から⑤のすべてに該当される方。

- ① 令和4年4月1日以降に特定不妊治療を開始され、特定不妊治療を行った期間及び申請日においていずれもが市内に住居を有している夫婦（事実婚含む）
- ② 特定不妊治療を受けた期間の初日における妻の年齢が43歳未満
- ③ 医療保険に加入していること
- ④ 申請する特定不妊治療について若年がん患者妊孕性温存治療費助成の交付を受けていないこと
- ⑤ 市税等市の徴収金を滞納していないこと

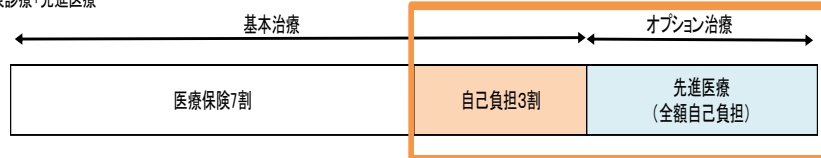
【助成対象治療と助成金額】

令和4年4月1日以降に開始された下記の特定不妊治療に応じ、1回の治療に要した自己負担額の1/2（下記の金額を上限）を助成します。（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

○ 助成イメージ図：下記の  の部分に対して助成

- ① 保険適用として実施された特定不妊治療費への助成（先進医療を含む）

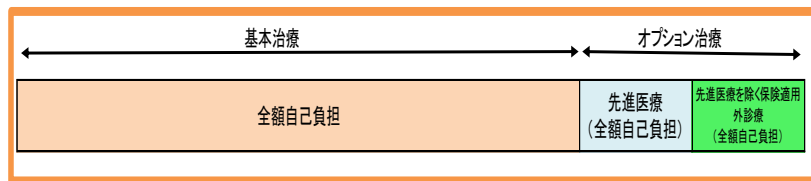
図1 保険診療+先進医療



●助成限度額
治療区分（A、B、D、E）
100,000 円
治療区分（C、F）
25,000 円

- ② 全額自己負担で実施された特定不妊治療費への助成

図2 自費診療（保険適用外）



●助成限度額
治療区分（A、B、D、E）
150,000 円
治療区分（C、F）
50,000 円

- 先進医療を除く保険適用外の治療を選択して特定不妊治療を受けた場合
- 保険適用の制限回数を超えたあと、全額自費で特定不妊治療を受けた場合 等

- ③ 男性不妊治療への助成

特定不妊治療の一環として行った男性不妊治療※（精子を精巣又は精巣上体から採取するための治療）
※治療区分Cの場合を除く

●助成限度額 100,000 円

採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は良好な状態の精子が得られないため治療を中止したときも治療回数の1回に該当します。

※助成の対象となる治療区分は裏面を参照してください。

【助成の対象となる治療区分】

- A：新鮮胚移植を実施
- B：凍結胚移植を実施
- C：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
- D：体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E：受精できず または 胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精などにより中止
- F：採卵したが卵が得られない、または状態の良い卵が得られないため終了

【助成回数】 令和4年以降の本事業における市の助成回数で積算します。

はじめて市の助成を受ける治療開始日の妻の年齢が

①40歳未満の方 1子ごと6回まで

②40歳以上43歳未満の方 1子ごと3回まで

※申請する治療期間の初日に妻の年齢が43歳以上である場合、助成回数の範囲内でも対象になりません。

◇令和4年4月2日から同年9月30日までの間に40歳の誕生日を迎えた方については、40歳になってからでも同期間中に治療を開始した場合、助成回数は通算6回となります。

◇令和4年4月2日から同年9月30日までの間に43歳の誕生日を迎えた方については、43歳になってからでも同期間中に治療を開始した場合、1回の治療（採卵～胚移植までの一連の治療）に限り助成対象となります。

◆回数のリセットについて

申請に基づき、治療回数は1子ごとにリセットができます。

- ・住民票等で助成を受けた後に出生に至った事実が確認できればリセットとなります。
- ・妊娠12週以降に死産にいたった場合もリセットできます。
(死産届や母子健康手帳の出産の確認のページの写し、死産証明書等が必要となります。)
- ・リセット後の助成回数の上限は、出産後の初回治療開始日における妻の年齢をもとに判断します。

【医療機関】

産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標榜している保険医療機関で次の治療のいずれか又は両方の治療を行う医療機関

- ①特定不妊治療 公益社団法人日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設
- ②男性不妊治療 生殖補助医療管理料に係る届出を行っている医療機関、又は生殖補助医療管理料に係る届出を行っている①の保険医療機関と連携している医療機関

【申請方法・提出書類】

①特定不妊治療費負担軽減助成金交付申請書兼請求書※1

②特定不妊治療受診等証明書（令和4年4月以降に治療を開始したもの）

③本人負担額を確認することができる医療機関が発行した領収書※2・明細書

④市内に住所を有する夫婦であることを証明する書類（必要時）

※1 申請書に自署する場合、押印を省略することができます。それ以外の場合は夫婦それぞれ別のハンコでの押印が必要となります。（スタンプ式不可）

※2 領収書と②の領収金額及び治療期間が一致しているか確認のうえ、申請してください。



【申請期限】

治療が終了した日から3か月以内 県の制度に該当する場合は、県の決定日から3か月以内

（例）4月2日に治療が終了した場合、7月1日が申請期限となります。

※申請書類に不備がある場合は、受付できません。書類がそろって子育て支援課に提出された日を申請日として受け付けますので、書類の内容等をよく確認のうえ、お早めに提出していただきますようお願いいたします。

【申請窓口・問い合わせ】

朝来市子育て支援課 こども健やか係

朝来市和田山町法興寺 378 番地 1（朝来市保健センター内） ☎079-666-8103